

資料5 「検査済証の無い建築物を活用した保育所等の整備について」

資料10「船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準」第4の3に掲げる小規模保育事業に供する建築物の用途変更等について、検査済証の交付を受けていない建築物を活用して小規模保育事業A型を整備する場合の必要書類及び協議等は、以下の通りとする。

◎ 増築や用途変更等により確認申請を要する場合

「検査済証の無い建築物にかかる指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成26年7月2日付け国住指第1137号通知別添。以下「ガイドライン」という。）に基づき、指定確認検査機関が交付した法適合状況調査の報告書（市建築指導課に確認申請を行う場合は現況調査書及び既存不適格調書でも可）により確認申請を提出する機関と協議すること。

◎ 保育所等の延床面積が200㎡以下であって、用途変更の確認申請を要しない場合

次に掲げる書類を作成し、別途指定する期日までに保育運営課まで提出すること。なお、用途変更の確認申請を要しない場合であっても、建築基準法上の保育所の用途を満たす設備等を設ける必要があるので、必要に応じ市建築指導課に相談の上、施設設計をすること。

- ・ 次のア、イいずれかの書類
 - ア 現況調査書及び既存不適格調書
 - イ ガイドラインに基づき指定確認検査機関が交付した法適合状況調査の報告書
- ・ 不適合箇所の是正についての説明書（自由書式）
- ・ 一級建築士による本整備計画が建築基準法等に適合する旨の確認書

◎ その他

昭和56年6月1日以前に建築確認を受けた建築物を活用する場合は、耐震診断を実施し、結果の報告書を提出すること。また、耐震診断の結果、 I_s 値が0.6未満か、上部構造評点が1.0未満であった場合は、耐震補強により、所定の耐震性能を満たすよう設計・施工すること。